

平成 16 年 10 月 27 日版

かわさき教育プラン
～市民の力が教育を変える～
(第2次素案概要版)

かわさき教育プラン策定委員会

目次

はじめに.....	1
1章 プランの基本的な考え方.....	3
1 プランの目標.....	3
2 プランの方向性.....	4
(1) 各学校や地域の主体性・自律性を促進する.....	4
(2) 市民との協働、職員の専門性、専門家の参画を推進する.....	4
(3) 客観的な現状把握に基づく、効果的で効率的な教育行政を推進する.....	4
2章 重点施策.....	5
1 川崎式で「生きる力」をつける.....	5
2 「個性が輝く学校」をつくる.....	10
3 「教職員の力」を伸ばす.....	13
4 「地域に開かれた学校施設」にする.....	16
5 「市民の学び」を支援する.....	19
6 「市民の力」を活かす.....	22
3章 施策体系.....	
基本政策1 幼児・学校教育.....	
基本政策2 家庭・地域における教育.....	
基本政策3 社会教育・文化・スポーツ.....	
基本政策4 教育行政.....	
4章 プランの進め方.....	
1 プランの広報.....	
2 PDCAのサイクル、スケジュール、進捗管理体制.....	
3 川崎市教育目標について.....	
参考	
1 市民からの意見の概要.....	
2 「いきいきとした川崎の教育をめざして」の取組の総括.....	
3 川崎市の教育の現況と課題.....	
4 プランに関連する具体的な動き.....	
5 時代潮流と教育.....	

はじめに

1 策定の主旨

わが国は、少子高齢化、グローバル化、情報化、産業・就業構造の変化、価値観の多様化、地方分権の推進などの大きな時代の変化の中にあります。この大きな変化の中で、教育分野においては、学力の低下、モラルの低下、学級崩壊などの新たな課題が浮かび上がってきています。

本市では、高度経済成長下における豊かな財源に支えられ、多くの優れた独自政策を展開してきましたが、右肩上りの社会の終焉に伴う制度疲労や少子高齢化社会の到来といった主に社会構造的な要因から、財政が急速に逼迫してきており、平成 14 年度に「川崎市行財政改革プラン」を策定し、全市で行財政改革に取り組んでいるところです。

川崎市教育委員会においては、昭和 61 年に市長あてに報告のあった「いきいきとした川崎の教育をめざして」に基づき教育施策を展開してきましたが、部分的に達成された目標が出てきたこと、すでに 20 年近くが経過し、本市を取り巻く状況が大きく変化してきたことなどから、今回新たに「かわさき教育プラン」を策定しています。

このプランは、すべての市民の教育・学習活動、文化・スポーツなどの各分野にわたって、子どもから高齢者までが生き生きと学びあうことのできる社会の実現をめざすものです。

2 プランの位置づけ

このプランは、今後 10 年間の教育政策の方向性についてまとめるために、「川崎市行財政改革プラン」や新たな総合計画との整合を図りながら策定するものです。また、新しい時代における、より効果的な教育財政のあり方などについて、平成 16 年 3 月に策定した「教育委員会事務事業改善プラン」の内容も踏まえてまとめていきます。

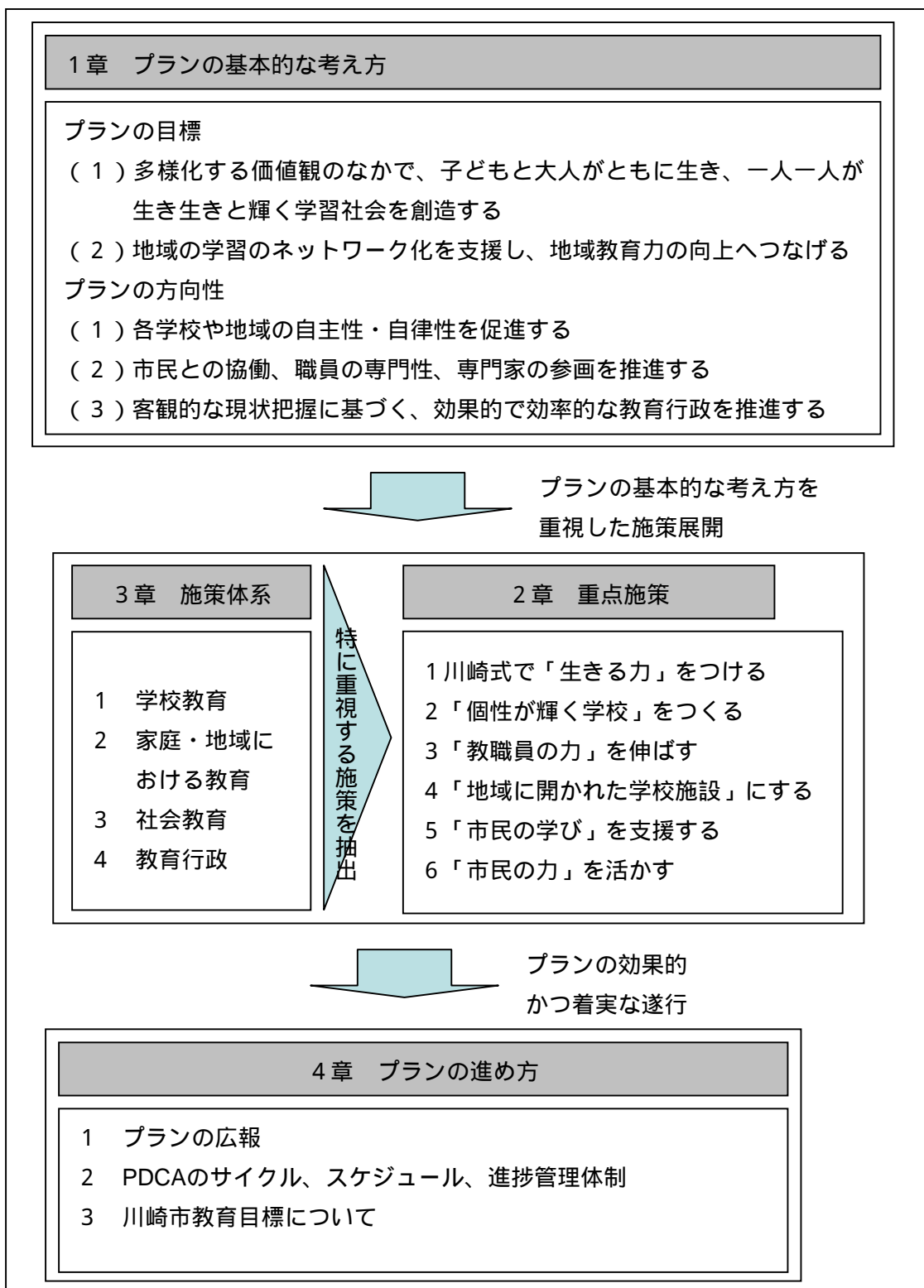
3 対象とする期間

このプランの対象期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間とします。

4 プランの対象分野

この計画において対象とする分野は、幼稚園や市立の小・中・高・ろう・養護学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育とします。

5 プランの全体像



1章 プランの基本的な考え方

本市では、教育を取り巻く環境、本市の教育の現況と課題、これまでの本市の取組、本市の行財政全般の状況などを踏まえて、プランの基本的な考え方を以下のように設定しました。

1. プランの目標

本プランでは、以下のように、「次代を担う人づくり」と「地域づくり」の2つの観点から目標を掲げ、その実現に向けた教育施策を展開していきます。

多様化する価値観のなかで、子どもと大人がともに生き、一人一人が生き生きと輝く学習社会を創造する。

本市においては、子どもの権利を尊重するとともに、全ての人々が生きがいや目標を持って学習し、多様化する価値観のなかで、ともに認め合い、ともに高め合い、自らも成長できるような教育を推進していきます。

地域の学習のネットワーク化を支援し、地域教育力の向上へつなげる。

本市においては、市民の自主的な学習活動や市民活動をつなぐことで、子どもたちの成長に対して責任と誇りを持って参加する地域づくりを進め、地域全体としての教育力を高めていきます。

2. プランの方向性

時代の潮流や市民一人一人の学習ニーズが変化するなか、教育分野の政策について、様々な変革に対応する新たな方向性が必要となっています。本プランでは、プランの目標の実現に向けて、以下の方向性を重視して本市の教育政策を進めます。

(1) 各学校や地域の自主性・自律性を促進する

地域課題や学習課題は非常に多様化しており、きめの細かい施策の実施が求められています。

また、社会教育や文化・スポーツなどの生涯学習活動は、市民一人一人の多様なニーズに応じて展開されるものであり、行政が直接、全ての市民のニーズに対応していくことには限界があります。

本プランでは、各学校が子どもの実態に即した創意工夫を重ね、優れた教育実践が他校との交流などによって一層充実するように支援していくことを重視します。また、市民の主体的な学習や活動がより豊かに行われるように、行政はコーディネートしていくことを重視します。

(2) 市民との協働、職員の専門性、専門家の参画を推進する

学校や地域が抱える課題がますます複雑化・高度化する中、個々の学校や地域で全ての課題について、的確な現状把握や解決を行うことは困難となっています。一方で、自らの学習の成果や経験を活かして、学校の教育活動に協力したり、地域の課題解決に貢献できるような市民が増えています。

本プランでは、市民との協働を促進するとともに、教員など職員の専門性を向上させ、さらに教育分野の専門家の参画を促進して、教育政策を推進することを重視します。

(3) 客観的な現状把握に基づく、効果的で効率的な教育行政を推進する

これまでの教育行政は、成果を重視することに比べて、効率性などについての意識が低かったと言えます。コスト意識化、チェック機能の強化、組織のスリム化などが求められています。

本プランでは、客観的な現状把握に基づいて、よりよい成果を効率的に実現することを重視します。

2章 重点施策

プランの目標を実現するために、川崎市が重点的に推進する施策を6つ提示します。第3章の施策体系は、4つの分野（幼児教育・学校教育、家庭・地域における教育、社会教育・文化・スポーツ、教育行政）において今後実施していく施策を網羅的に整理したものです。この章の重点施策は、プラン策定後、最初の3年間に、特に何を重視していくかということをも市民の方々に分かりやすく伝えるために第3章の施策体系から具体的な事業を抽出し、再構成したものです。

1 川崎式で「生きる力」をつける

【背景・目的】

少子高齢化、経済の成熟化、グローバル化、情報化、価値観の多様化などが進む21世紀の社会では、市民に求められる能力や知識がますます高度化・多様化しています。このような21世紀の社会を生きていく中で、子どもたち一人ひとりが個性を發揮し活躍することができるよう、「知（確かな学力）」、「徳（豊かな心）」、「体（健康な身体）」からなる「生きる力」を、身につけることが求められています。

このような「生きる力」をつけるためには、出産を控えた親や乳幼児期の子どもをもつ保護者、から幼児期、学齢期の園児児童生徒にわたって、子どもの成長に見合った力に身につけていく必要があります。

本重点施策では、多様な文化や国籍の市民が共存するなどの本市の特色を生かしながら、子どもの発達段階に応じた教育を展開することで、川崎市の教育を受けるすべての子どもたちが「生きる力」をつけることを目的とします。

【内容】

子育てをはじめ親に、家庭で子どもに「生きる力」を身につけさせることができるように、家庭教育に関する学級講座を開催します。

学校においては、子どもたちがそれぞれの個性を活かしながら、「生きる力」を身につけていきます。知識や技能、それらを活用する力、学ぶことへのやる気や意欲、自分で考え判断する力、表現する力、問題を解決し、その子なりに自分で道を切り開きよりよい社会を創り出す力を学力と捉えることにより、読み書き計算などの基礎・基本、自ら学ぶ意欲や態度、表現力・コミュニケーション能力などの育成や定着を目指した取り組みを行います。その上で、基礎学力の定着度を評価し、指導方法等の改善に生かすために、子どもたちの学習状況調査を実施します。

また、いのち、こころの教育や人権尊重教育などの、これまで川崎市が特に力を入れてきた教育内容や、全国的に低下が懸念されている子どもたちの健康や体力の向上について、より一層重

点的に推進します。

また、学習内容の一層の定着や子どもの成長の連続性という視点から、一人ひとりの子どもへのきめ細やかな対応を図るため、少人数学級や少人数指導の展開や、異なる学校種（幼稚園、保育所と小学校など）との間で、教育のなめらかな接続を図り、進学時の支援体制等の整備を行います。

さらに、これまでの障害の程度に応じ特別の場で教育を行う「特殊教育」から、障害児一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育活動を行う「特別支援教育」の取り組みを進めていきます。

【イメージ図】

重点施策の内容が固まり次第作成

【展開する事業】

家庭教育等に関する学級・講座の開催（再掲）

保護者が、子どもの生活習慣や発達過程、子どもの権利、親のあり方、地域との関わりなどについて学習することで、子育てにおける悩みや不安を共有・解消し、家庭の教育力を向上させることができるよう、市民館における家庭教育学級の開催や、PTA や自主グループによる家庭教育や子育てに関する学習の支援などを行います。

読み・書き・計算等、基礎・基本の徹底

子どもたちが、生涯、学び続けるための基本的な力を付けることを目指して、読み書きや正確に計算する力など、各教科における揺るぎない基礎・基本の定着を図ります。

自ら学ぶ意欲、自ら考える態度の育成

子どもたちが、発達状況に応じて、自分で考え、自ら問題を解決しようとする態度の形成を重視した教育を行います。

表現力・コミュニケーション能力の向上

様々な活動場面において、言語、絵画、音楽、身体等による豊かな表現力を育てることを目指した取組を充実させます。また、好ましい人間関係づくり、対人関係づくり等が図られるよう、社会性の一層の向上を目指した取組を展開します。

「確かな学力」に係る学習状況調査の導入

子どもたちの学習状況を正しく把握するための、学習状況調査を導入します。

調査の導入で以下の成果をめざします。

子どもと保護者に学習状況を伝え、子どもが学習へ取り組む態度や、家庭での学習の改善に役立てます。

学校や教員が子どもたちの学習状況を正確に把握することにより、指導方法やカリキュラムの検証・改善を図ります。

教育委員会が各学校の教育課題をより正確に把握することにより、それぞれの学校を効果的・効率的に支援することを目指します。

いのち、こころの教育の推進

子どもたちが自分の存在を肯定し、自尊感情や自信を持って生きるとともに、他者を尊重して生きる姿勢を育みます。また、体験活動等を通して豊かな人間性や社会性を育成するための教育活動の充実を図ります。人として、してはいけないことや善悪の判断、基本的なしつけなどについて家庭や地域と連携した取組を推進し、子どもが自信と誇りを持って生きていける力を育てていきます。

人権尊重教育の推進

「子どもの権利条例」を中心として、川崎市においてこれまで積極的に取り組んできた人権尊重教育をあらゆる教育活動において、人権尊重を教育の基盤として推進します。また、一人ひとりの違いを認め合い、違いが豊かさにつながる社会をめざして、人権共生教育を推進します。

子どもたちの健康・体力の向上

子どもたちの健康や体力・運動能力の状況を体力測定などを行うことで定期的に把握し、課題や対応策について専門的な分析・検討を行うとともに、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機づけ等をおこなうことで、子どもたちの主体的な、健康づくりや基礎体力づくりを支援します。

小学校1年生における35人以下学級等の推進

学校生活への適応の促進、基本的な生活習慣の形成、望ましい集団づくりなど、小学校1年生に対する学習指導・児童指導を充実するために、小学校1年生の1クラスの人数を35人以下とし、よりきめ細かな指導ができる体制を推進します。

少人数指導などきめ細かな学習指導の推進

基礎・基本の確実な定着を目指し、個に応じたきめ細かな指導を行うための少人数指導の

導入を推進し、習熟度別学習、課題別学習などその内容の充実に努めます。

小・中学校における特別支援教育推進体制整備

小中学校における特別支援教育の推進のために、校内支援体制づくりをおこなうとともに、通級指導教室の専門性の活用及び巡回相談システム等の整備を進めます。

また、従来の障害児学級在籍の児童生徒に加え、通常級に在籍する LD、ADHD、高機能自閉症児等の一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うために、特別支援教室の設置をすすめます。

聾・養護学校の特別支援教育の機能拡充と特色ある学校づくり

聾・養護学校は、地域の小中学校を対象とした教育的支援や教職員・保護者からの相談窓口を備えた特別支援教育のセンター的役割を担い、聾・養護学校を中心とする支援地域におけるネットワーク体制づくりを進めていきます。

また、2校の養護学校を将来的には総合的（知・肢併置）養護学校として整備し、医療的ケアについても対応できるよう体制を整えます。

年に をするというような詳細なスケジュールについては、今後、教育委員会が関係局と調整を進めます。

【スケジュール】

事業名	達成目標	H17	H18	H19	H20～22	H23～26
家庭教育等に関する学級・講座の開催（再掲）		実施			見直し	
読み・書き・計算等、基礎・基本の徹底		実施			見直し	
自ら学ぶ意欲、自ら考える態度の育成		実施			見直し	
表現力・コミュニケーション能力の向上		実施			見直し	
「確かな学力」に係る学習状況調査の導入		実施			見直し	
いのち、こころの教育の推進		実施			見直し	
人権尊重教育の推進		実施			見直し	

子どもたちの健康・ 体力の向上		実施			見直し	
小学校1年生におけ る35人以下学級等の 推進		実施			見直し	
少人数指導などきめ 細かな学習指導の推進		実施			見直し	
小・中学校における 特別支援教育推進体制 整備		実施			見直し	
聾・養護学校の特別 支援教育の機能拡充と 特色ある学校づくり		実施			見直し	

2 「個性が輝く学校」をつくる

【背景・目的】

これまでどちらかという、全ての学校において、同じ教育を保障することを重視してきましたが、各学校における保護者や地域の方々からの要望、子どもの学習状況や生活状況などが多様化することによって、各学校が地域に根ざし、創意工夫を発揮して教育活動を行うことが求められています。保護者や地域の方々からの要望や子どもの生活の場をふまえて健やかな成長の保障をめざすと、おのずからその教育活動には各学校の特色が生まれてきます。地域に根ざした特色ある学校となるためには、学校現場に多くの地域住民が子どもの成長に責任を持って、参画することが重要です。

本重点施策では、各学校がそれぞれの特色を生かし、地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進することを目的とします。

【内容】

各学校が創意工夫を発揮するために、人事や予算などに関する学校の裁量権を拡大することで、各学校が創意工夫を生かした取り組みを行えるようにします。さらに、そのような学校の情報をわかりやすく積極的に地域に公表し、学校運営に対して、学校内部とともに、地域等の学校外部による評価を行う学校評価システムを確立することで特色ある学校づくりを推進します。こうした学校の取り組みを、学校現場に近い行政区ごとに支援するための体制を整備し、豊富な経験を生かして学校経営に対する助言を行う人材等を配置します。

また、それぞれの学校の特色を大切にしながら、異なる学校種（幼稚園と小学校など）との間で、教育のなめらかな接続を図ることで、進学時の支援体制等を整えるとともに、各学校が地域の教育力を活かし、地域に開かれた教育活動等を展開していくために、地域人材・地域資源の活用や商店街や企業と連携した職場体験・就労体験活動、学校教育推進会議の活動を促進します。

さらに、権限と責任をもって地域が学校運営に参画する地域運営学校の設立も検討していきます。

【イメージ図】

重点施策の内容が固まり次第作成

【展開する事業】

学校の裁量権の拡大

校長がリーダーシップを発揮して、地域に根ざした魅力ある学校づくりを進めるために、各校の特色や学校経営計画に沿った人材を公募する制度の検討や学校独自予算枠を拡大することで、人事や予算における学校の裁量権を拡大します。

学校の情報公開の推進

学校評価システムを十分に機能させるとともに、教育活動への地域の参加や参画を促進するため、学校経営計画の公表や授業の公開などにより、保護者や地域への説明責任を果たしていきます。

学校評価システムの確立

「計画 実践 評価 改善」のサイクルからなる学校評価システムを確立し、各学校が自らの課題を明らかにすることによって、行政が的確な支援を行い、自律的な改善を行うことができる仕組みづくりを進めます。

行政区における教育支援体制の整備（再掲）

各行政区において学校教育と社会教育を総合的に推進する体制を以下の2つの視点から整備することで、市民の主体的な学習・活動と各学校の運営等をよりきめ細かく支援していきます。

社会教育施設・市民利用施設・学校施設のネットワーク化による、市民の学習や活動の場の充実

学校教育・社会教育に加え、子育て・福祉など関係施策の連携による、学校運営や市民の主体的な活動への支援施策の総合化

学校経営アドバイザーの配置

特色ある学校づくりを支援するために、豊富な経験を持つ人材を「学校経営アドバイザー」として行政区ごとに配置し、学校経営に関する実務などに関して、直接学校を訪問するなどの支援を行います。

子どもの成長の連続性を考慮した校種間接続の改善

幼稚園・保育園・小学校・中学校が交流・連携を図り、校種間における教育課程の効果的な接続や、小学校において中学校の教員が専門性を生かして学習指導を行ったり、教員の交流を生かした児童生徒指導を充実します。このことにより、子どもたちの成長に応じた一貫した指導や教育を推進します。

地域人材等の活用（再掲）

学校教育に、地域の人材や NPO・民間企業・総合型地域スポーツクラブを積極的に活用することで、学校の教育活動をサポートするとともに、教職員とは異なる多様な技能や知識、経験を子どもたちに伝えていきます。

商店街や企業との連携による職場体験学習（就労体験）の推進

地元の商店街や企業との連携による社会体験や就労体験活動を推進し、子どもたちの社会や職業などに対する意識を育てていきます。

学校教育推進会議の活動促進（再掲）

開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員制」と「川崎市子どもの権利に関する条例」第4章「子どもの参加」にある「定期的に話し合う場」の機能を併せ持つ、学校教育推進会議の活動を促進し、さらに多くの子どもや保護者の意見を聞いていきます。

地域運営学校の設立の検討（再掲）

保護者や地域住民と、校長や教職員が一体となって、責任を共有しながら、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるために、保護者や地域住民等が学校運営に積極的に関与する地域運営学校の設立を検討します。設立にあたっては、保護者や地域住民等が委員となり、学校の運営に関して協議する学校運営協議会を設置する必要がありますが、学校教育推進会議の活動実績を踏まえて、機運が高まった地域の学校に協議会を設置します。

【スケジュール】

事業名	達成目標	H17	H18	H19	H20～22	H23～26
学校の裁量権の拡大		検討	実施		見直し	
学校の情報公開の推進		実施			見直し	
学校評価システムの確立		実施			見直し	
行政区における教育支援体制の整備(再掲)		実施			見直し	
学校経営アドバイザーの配置		実施			見直し	
子どもの成長の連続性を考慮した校種間接続の改善		検討	実施		見直し	
地域人材等の活用(再掲)		実施			見直し	
商店街や企業との連携による職場体験学習(就労体験)の推進		実施			見直し	
学校教育推進会議の活動促進(再掲)		実施			見直し	
地域運営学校の設立の検討(再掲)		検討	実施		見直し	

3 「教職員の力」を伸ばす

【背景・目的】

社会の状況が大きく変わり、学校、家庭、地域の連携が進められる中で、教育に求められる役割も変化しています。子どもたちの健やかな成長を支えていくために、教職員及び管理職は、日々、自己の成長のために研修を深め資質や能力を向上させていかなければなりません。子どもの成長に大きな役割を果たす教職員は、人間的魅力を備え、自らの指導力を高め、学校経営の一翼を担っているという意識を持ち、活力ある教育実践に取り組む必要があります。また、保護者や地域住民から信頼される管理職となるには、自らの考えをしっかりと持ち、教職員の先頭に立って学校経営や教育活動に取り組んでいかなければなりません。

本重点施策では、教職員が自らの力を伸ばし、本市の教育改革を第一線で推進していくための支援を行っていくことを目的とします。

【内容】

教職員が創意工夫を発揮し、自らの能力を十分に発揮できるように人事評価制度を見直します。また、教職員や管理職に求められる能力や資質を満たした人材を登用できるように、教職員の採用方法の改善や管理職登用制度の見直しを行います。

さらに、教職員の指導力等を高めるために研修プログラムを再編し、優れた教育実践が普及するように努めます。また、総合教育センターの機能強化、教員に対する専門家等の支援などにより、学習指導や生徒指導などに関する教職員への支援体制を強化します。

【イメージ図】

重点施策の内容が固まり次第作成

【展開する事業】

人事評価制度の見直し

教職員が自ら能力を高めて、子どもたちにより効果的な指導を行い、保護者のニーズに柔軟に対応することなどにより、学校全体の教育活動の質的向上が促進されるよう、人事評価制度を見直します。

教職員の採用方法の改善

人間的魅力を備え、創意と活力に溢れた人材を採用できるように採用試験の方法等を改善していきます。

管理職登用制度の見直し

リーダーシップを発揮して学校経営や教育活動に取り組み、保護者や地域住民から信頼される管理職を登用するために、登用における公平性や透明性を高めるとともに、民間からの登用なども含めて検討し、活力ある人材登用に努めます。

ライフステージに沿った一貫性のある教職員研修プログラムへの再編

教職員がキャリアに応じてその能力を確実に高めていけるように、総合教育センターで実施されている多くの研修を、教職員のライフステージに沿った計画的な研修として位置づけなおします。さらに、研修内容・研修成果の評価を実施し、研修プログラムの改善を図っていきます。

総合教育センターの機能強化

川崎の教育の研究・研修機関として中心的な役割を担う総合教育センターの機能を一層充実します。学校教育への直接的な支援として、カリキュラムセンター機能の充実を図るとともに、教育相談や情報・視聴覚機能の充実を通して家庭や地域への支援を進め、側面からも学校を支援していくことに努めます。

各学校・各教職員の優れた教育実践の普及

各学校において、先進研究都市への視察や校内及び校外研修などで学んだ成果を自校の教職員に確実にフィードバックするための校内研修や、情報交換の場の充実に努めます。また、優れた教育実践を表彰し、各学校へ普及させていきます。

教職員に対する専門家等の支援

現場の教職員に対して、学級崩壊、不登校などの多様化する教育課題に対する専門家による支援体制をNPOや関係機関との連携により充実させていきます。

【スケジュール】

事業名	達成目標	H17	H18	H19	H20～22	H23～26
人事評価制度の見直し		検討	実施		見直し	
教職員の採用方法の改善		ニーズ調査	実施		見直し	
管理職登用制度の見		実施			見直し	

直し						
ライフステージに沿った一貫性のある教職員研修プログラムへの再編		実施			見直し	
総合教育センターの機能強化		実施			見直し	
各学校・各教職員の優れた教育実践の普及		実施			見直し	
教職員に対する専門家等の支援		実施			見直し	

4 「地域に開かれた学校施設」にする

【背景・目的】

学校は、子どもたちの教育を担う重要な教育機関であるとともに、市内全域に設置されている市民の財産です。学校を、子どもと大人が様々な活動を通してふれあう地域コミュニティの拠点としていくために、子どもだけでなく地域のあらゆる人々の学びや活動の場であるにとらえ、地域の人にとってより身近な施設にしていく必要があります。

また、多くの市民に安心して使用してもらえるように、より安全な学校施設が必要とされています。

本重点施策では、学校を地域コミュニティの拠点として整備し、子どもや市民にさまざまな学びや活動の場を提供することを目的としています。

【内容】

学校を子どもと大人が安心して使える地域コミュニティの拠点としていくために、利用しやすく、安全で快適な学校施設の整備を計画的に進めていきます。また、市民の学びの場としての機能を強化するために、体育館・校庭などの開放、再転用可能教室・特別教室の有効活用や、他の公共施設との合築・複合化を進めていきます。

また、学校施設と市民館や図書館などの社会教育施設や、こども文化センターや老人いこいの家などの施設との連携を深め、日常生活圏における市民の学習活動の場としての機能充実を図ります。

さらに、学校と地域の連携を推進する地域教育サポーター制度を構築します。

【イメージ図】

重点施策の内容が固まり次第作成

【展開する事業】

計画的な学校施設の整備

地域と学校が共に利用できる、より安全で快適な教育環境を目指して、学校の適正規模・適正配置を踏まえた新築・改築・改修を行います。

校舎の耐震性の確保

児童生徒の安全を確保するとともに、地域コミュニティの拠点や地域の防災拠点として、安心して学校施設を利用してもらうために、校舎の耐震補強を行います。

学校の適正規模・適正配置

児童生徒数の伸びに地域差があり、学校規模に地域間格差が広がってきているため、社会・地域の実情を考慮し、学校の適正規模・適正配置を推進し、子どもたちの良好な教育環境を確保していきます。

学校施設の有効活用の推進（再掲）

再転用可能教室・特別教室等の有効活用により、学校施設の中に市民のためのコミュニティスペースや総合型地域スポーツクラブの活動拠点等を整備し、市民の学びや活動の場に対するニーズに応じていきます。

他の公共施設等との合築・複合化の推進

図書館、保育園などの公共施設等と合築・複合化させることにより、子どもたちの活動の幅を広げます。また、学校を夜間や休日も活用できる施設として整備し、学校の地域拠点化を進めます。

学校施設・社会教育施設・市民利用施設のネットワーク化

市民館を中核に、図書館やスポーツセンター、こども文化センター、老人いこいの家、学校施設等の市民に身近な施設を、生涯学習と地域コミュニティの拠点として位置付け、地域の実情に応じてより有効に活用できるように、ネットワーク化を図ります。

地域教育サポーター制度（再掲）

中学校区地域教育会議の運営支援や学校施設の有効活用、学校における地域人材の活用など、学校と地域の連携を推進する新たな担い手として、地域教育サポーター制度を構築します。

【スケジュール】

事業名	達成目標	H17	H18	H19	H20～22	H23～26
計画的な学校施設の整備		検討		計画	実施	
校舎の耐震性の確保		実施				
学校の適正規模・適正配置		検討	計画	実施		

学校施設の有効活 用の推進		実施				
他の公共施設等と の合築・複合化の推進		実施				
学校施設・社会教育 施設・市民利用施設の ネットワーク化		実施				
地域教育サポータ ー制度（再掲）		実施				

5 「市民の学び」を支援する

【背景・目的】

本市においては、これまで実施してきた幅広い社会教育施策により、多くの市民が自己の学習課題や地域課題、生きがいを発見してきました。そして、地域に目を向けた自主的な市民活動が展開されています。

地域が抱える課題が複雑化し、解決に向けて地域の力が必要となってくる中で、こうした自主的な市民の活動が増えていくように、市民の学びを応援していくことが求められています。

今後は、これまでの学習機会の提供や社会参加の動機付けのための施策に加え、その学習成果が、学校教育やまちづくり、福祉などの取組につながっていくための学びを充実させていく必要があります。

本重点施策では、市民が自ら学ぶ意欲を持ち、主体的に学習や活動に取り組めるように、きめ細やかに支援していくことを目的としています。

【内容】

市民館を中核に行政区全体の生涯学習をコーディネートし、学校教育やまちづくり活動を含めた地域全体の学習活動をつないでいきます。また、図書館の充実やインターネットの活用等により、生涯学習に関する情報提供と共有を促進させるとともに、社会教育施設の計画的な整備や、学校・企業・大学等との連携により、学習の場や機会の充実を図ります。さらに、子育てに関する学習機会の提供と市民同士のネットワーク化の促進、市民教育の推進、総合型地域スポーツクラブの育成などを進め、地域の教育力と自治能力を高めます。

【イメージ図】

重点施策の内容が固まり次第作成

【展開する事業】

市民館を拠点とした生涯学習の推進

行政区レベルで市民の学習や活動を支援する拠点である市民館は、市民のライフステージに応じた学習機会の提供や、相談事業や場の提供を通じた学習や活動の支援、社会教育団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりなどを行う中で、地域の各関係機関やグループ・団体との協力関係を強め、行政区全体の生涯学習の発展に寄与します。

図書館機能の充実

図書館は、読書施設としての機能に加えて、市民生活におけるあらゆる分野に必要な資料や情報の提供・発信を行う総合的な情報センターとしての機能を充実させていきます。市立学校や大学の図書館との連携、インターネット上の情報や生涯学習に関するデータベースも活用できる環境整備、ボランティアの育成などを通じて、子どもから大人まで、全ての市民の学びや活動、社会的自立を支えていきます。

社会教育施設の整備

市民館、図書館、青少年施設、博物館施設、スポーツ施設など、各社会教育施設を、あらゆる市民が利用できるよう、よりよい環境整備に努めるとともに、有馬・野川市民館・図書館分館の整備や、多摩スポーツセンターの整備などを計画的に進め、市民の学びと活動の場を保障していきます。

学校施設の有効活用の推進（再掲）

再転用可能教室・特別教室等の有効活用により、学校施設の中に市民のためのコミュニティスペースや総合型地域スポーツクラブの活動拠点等を整備し、市民の学びや活動の場に対するニーズに応えていきます。

市内の高校、専門学校、大学、企業との連携

市民の知識の向上や就労に向けたキャリアアップを図るため、市立高校における聴講制度の整備や、大学や企業による地域開放講座の支援など、高校・専門学校・大学・企業との連携によるリカレント教育を推進します。

家庭教育等に関する学級・講座の開催（再掲）

保護者が、子どもの生活習慣や発達過程、子どもの権利、親のあり方、地域との関わりなどについて学習することで、子育てにおける悩みや不安を共有・解消し、家庭の教育力を向上させることができるよう、市民館における家庭教育学級の開催や、PTA や自主グループによる家庭教育や子育てに関する学習の支援などを行います。

子育て支援活動のネットワーク化

子育てに関わる活動や施策が効果的、有機的に展開され、地域全体で子育て家庭の支援と子どもの育成に関わっていくことができるように、子育てグループや子育て支援グループと関係機関などのネットワーク化を図ります。

シニア世代の活力を地域で活かすための支援

今後 10 年の間に定年退職を迎える団塊の世代を中心に、シニア世代が自らのキャリアを

地域社会の中で活かし、地域の原動力として活躍することができるように、地域課題や、NPOの立ち上げ、起業などに関する学びを支援します。

市民教育の場の充実

企業、大学、地域で活躍している市民グループ等と連携しながら、市民がNPOやボランティアとして地域で活動していくための専門的な力を身に付ける市民教育の場の充実を図っていきます。

総合型地域スポーツクラブの育成

地域スポーツを通して、世代間交流や青少年の健全育成、高齢者・障害者の社会参加などの場となる、総合型地域スポーツクラブを育成し、地域住民の主体的な運営を支援します。

【スケジュール】

事業名	達成目標	H17	H18	H19	H20~22	H23~26
市民館を拠点とした生涯学習の推進		実施				
図書館機能の充実		開設	適宜見直し			
社会教育施設の整備		検討	計画	実施		
学校施設の有効活用の推進（再掲）		実施				
市内の高校、専門学校、大学、企業との連携		検討	実施			
家庭教育等に関する学級・講座の開催（再掲）		実施				
子育て支援活動のネットワーク化		設立支援 育成				
シニア世代の活力を地域で活かすための支援		実施			見直し	
市民教育の場の充実		実施			見直し	
総合型地域スポーツクラブの育成		検討	モデル実施	実施		見直し

6 「市民の力」を活かす

【背景・目的】

教育に対する市民の期待や要望、地域が抱える課題が多様化する中で、従来の画一的な施策でそれぞれのニーズに充分応えることが難しくなってきました。

一方で、多様な知識や能力を備えた市民が増えてきているとともに、そうした知識や能力を活かして地域や社会のために貢献する市民も増えてきています。

今後は、こうした自主的な活動をより多様化、活発化させ、学校や地域が抱える課題を、市民と行政の新たな協働関係の中で解決していくために、市民活動の支援や市民参画の場を、全市、行政区、日常生活圏において充実させていく必要があります。

本重点施策では、学校教育や社会教育などにおいて、市民が学校の活動に参加したり、地域における教育の施策づくりに参画できる仕組みをつくることで、市民の力を活かした、本市の教育・学習活動の活性化を図ることを目的とします。

【内容】

学校教育推進会議の活動促進、地域運営学校の設置などにより、多くの市民が学校の活動や地域における教育などに参画しやすい仕組みづくりを進めていきます。また、学校と地域の連携を深めていくために、地域教育会議の役割や体制の見直しによる活性化、地域教育サポーターの設置などにより、教育活動における地域人材の活用を進めて、中学校区におけ市民の参画と協働を促進します。

さらに、市民活動の楽しさと地域の豊かさを実感できる施策を、地域の中で展開し、教育以外の分野でも市民の力が発揮されていくように、区役所等と連携しながら生涯学習の推進と学校支援を一緒に行う体制を行政区ごとに整備します。

また、川崎市教育改革推進協議会（仮称）の設置により、「市民の力を活かす」教育行政を推進していきます。

【イメージ図】(最終的なイメージ図は【内容】が固まってから作成します)

重点施策の内容が固まり次第作成

【展開する事業】

学校教育推進会議の活動促進（再掲）

開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員制」と「川崎市子どもの権利に関する条例」第4章「子どもの参加」にある「定期的に話し合う場」の機能を併せ持つ、学校教育推進会議の活動を促進し、さらに多くの子どもや保護者の意見を聞いていきます。

地域運営学校の設立の検討（再掲）

保護者や地域住民と、校長や教職員が一体となって、責任を共有しながら、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるために、**保護者や地域住民等が学校運営**に積極的に関与する地域運営学校の設立を検討します。設立にあたっては、保護者や地域住民等が委員となり、学校の運営に関して協議する学校運営協議会を設置する必要がありますが、学校教育推進会議の活動実績を踏まえて、機運が高まった地域の学校に協議会を設置します。

行政区・中学校区地域教育会議の活性化

学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の生涯学習の支援とコーディネート的一端を担う組織として有効に機能するように見直します。

（ 地域教育会議からの改革案を待って修正 ）

地域教育サポーター制度（再掲）

中学校区地域教育会議の運営支援や学校施設の有効活用、学校における地域人材の活用など、学校と地域の連携を推進する新たな担い手として、地域教育サポーター制度を構築します。

地域人材等の活用（再掲）

学校教育に、地域の人材や NPO・民間企業・総合型地域スポーツクラブを積極的に活用することで、学校の教育活動をサポートするとともに、教職員とは異なる多様な技能や知識、経験を子どもたちに伝えていきます。

行政区における教育支援体制の整備（再掲）

各行政区において学校教育と社会教育を総合的に推進する体制を以下の2つの視点から整備することで、市民の主体的な学習・活動と各学校の運営等をよりきめ細かく支援していきます。

社会教育施設・市民利用施設・学校施設のネットワーク化による、市民の学習や活動の場の充実

学校教育・社会教育に加え、子育て・福祉など関係施策の連携による、学校運営や市民の主体的な活動への支援施策の総合化

川崎市教育改革推進協議会（仮称）の設置

教育関係の学識経験者、教職員、保護者、市民などが、本市における教育改革を推進していくにあたっての具体的な課題について調査・研究する場として、川崎市教育改革推進協議会（仮称）を設置します。

【スケジュール】

事業名	達成目標	H17	H18	H19	H20～22	H23～26
学校教育推進会議の活動促進（再掲）		実施				
地域運営学校の設立の検討（再掲）		実施			見直し	
行政区・中学校区地域教育会議の活性化		検討	実施		見直し	
地域教育サポーター制度（再掲）		実施			見直し	
地域人材等の活用（再掲）		実施			見直し	
行政区における教育支援体制の整備（再掲）		実施			見直し	
川崎市教育改革推進協議会（仮称）の設置		実施			見直し	